

ジブラルタ生命の 特定損傷特約 (無配当)

日常の不慮の事故に対する備えとして、
骨折・脱臼・腱の断裂の場合に給付金をお受取りいただける特約です。

給付金のお受取例

特定損傷給付金額を10万円として特約を付加した場合
次の事由に該当された場合に特定損傷給付金10万円をお受取りいただけます。

| | | |
|------|-----|---------------------|
| 骨折 | 対象 | 不慮の事故による骨折 |
| | 対象外 | 病的骨折・特発骨折 |
| 関節脱臼 | 対象 | 不慮の事故による関節脱臼 |
| | 対象外 | 先天性脱臼、病的脱臼、および反復性脱臼 |
| 腱の断裂 | 対象 | 不慮の事故による腱の断裂 |
| | 対象外 | 疾病を原因とする腱の断裂 |

1

この特約の責任開始期以後に発生した**不慮の事故による特定損傷(骨折・関節脱臼・腱の断裂)**について、その事故の日から180日以内に治療を受けられた場合*に給付金をお受取りいただけます。

*病院・診療所での治療に限ります。

2

同一の不慮の事故による特定損傷についての**給付金のお支払いは1回のみ**です。

3

特定損傷給付金のお支払限度は**お支払回数を通算して10回**です。

4

保険期間は**最長の場合で60歳まで**です。

5

特定損傷給付金額は**10万円・5万円のどちらか**をお選びいただけます。



その他

- この特約は、主契約に付加してご契約いただきます。主契約によってはお取り扱いできないことがあります。
- この特約の保険料払込方法には年払・半年払・月払がありますが、主契約と同一の払込方法になります。
- この特約の保険料のお払込みに関しては、主契約の自動振替貸付の規定が適用されます。



当パンフレットには、商品の仕組みや特徴をわかり易くご案内するために商品の概要を記載しています。

詳細については、必ず「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

なお、当パンフレットに記載しているお取り扱いについては、実際にお取扱いを行う時点における、当社所定の範囲内でのお取扱いとなります。

「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」は、商品内容の詳細や“保険金等をお支払いできない場合”などのお客さまにとって不利益となる事項、ご契約についての大切な事項などを記載したものです。



ジブラルタ生命保険株式会社

本社 / 〒100-8953 東京都千代田区永田町 2-13-10

コールセンター **0120-37-2269** (通話料無料)

ジブラルタ生命のホームページ <https://www.gib-life.co.jp/>